

答 申 第 5 9 号

平成18年3月6日

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

千葉県個人情報保護審議会

会 長 原 田 三 朗

千葉県電子申請・届出システムに係るオンライン結合について

平成18年1月18日付け情第274号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

適当なものと認める。

ただし、実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう次の事項について配慮するものとする。

- 1 千葉県電子申請・届出システムの運用状況について、当審議会へ定期的に報告すること。
- 2 当該システムの運用に当たっては、技術的な防護措置について万全を期すること。
- 3 当該オンライン結合の内容を変更しようとするときは、あらかじめ当審議会の意見を求めること。

千葉県議会議長宛、千葉県教育委員会委員長宛、千葉県代表監査委員宛、千葉県収用委員会会長宛、千葉県海区漁業調整委員会会長宛、千葉県内水面漁場管理委員会会長宛、千葉県水道局長宛、千葉県企業庁長宛、千葉県病院局長宛、千葉県選挙管理委員会委員長宛、千葉県人事委員会委員長宛、千葉県労働委員会会長宛も同文。